

株式会社タナベ経営 定款

株式会社 タナベ経営

株式会社タナベ経営 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は株式会社タナベ経営と称し、英文では TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 企業の再建、開発、診断、改善、指導、教育、講演、相談
- (2) 経営管理に関する講座、出版、その他用具の販売
- (3) 地域ならびに店舗開発に関する調査、計画、指導
- (4) 知識、教育および健康増強に関する事業ならびに施設器具等の貸与
- (5) 情報の収集、蓄積、加工、販売
- (6) 施設の設計ならびに貸室
- (7) 研修センターおよび簡易宿所営業
- (8) 社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作
- (9) 企業の合併、提携、営業権の譲渡および工場設立等の調査、企画斡旋
- (10) 各種商品の輸出入ならびに、その媒介取次または代理
- (11) 旅行業法に基づく旅行業
- (12) 損害保険代理業
- (13) 販売促進に係る事業の企画、開発、製作、販売および、輸出入
- (14) 前各号に関連する出版物の販売斡旋
- (15) 前各号に関連する機械、器具、用品の製造販売斡旋
- (16) 前各号に関連する経営管理に必要なあらゆる商行為の提供
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を大阪市に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 （発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、3,500万株とする。

第6条 （自己の株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条 （単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 （単元未満株主の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。

第9条 （単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第10条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第11条 （株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 （基準日）

当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

第13条 (招集)

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

第19条 (取締役の定員)

当社に取締役20名以内を置く。

第20条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 (取締役の解任)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役各若干名を選定することができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条 (取締役会の招集)

取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。

第 26 条 （取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条 （取締役会規程）

取締役会の運営に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会にて定める取締役会規程による。

第 28 条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 （取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条 （監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第 31 条 （監査役の定員）

当社に監査役 4 名以内を置く。

第 32 条 （監査役の選任）

監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条 （常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条 （監査役会の招集）

監査役会の招集は各監査役に対して、会日の 3 日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。

第 36 条 （監査役会規程）

監査役会の運営に関しては、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

第 37 条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 38 条 （監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 39 条 （会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第 40 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 41 条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 42 条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条 （期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

第45条 （中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第46条 （期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

昭和 38 年 4 月 1 日制定
(改訂)昭和 39 年 5 月 25 日
昭和 40 年 5 月 27 日
昭和 41 年 12 月 24 日
昭和 42 年 5 月 25 日
昭和 43 年 1 月 4 日
昭和 46 年 5 月 19 日
昭和 48 年 5 月 18 日
昭和 50 年 5 月 16 日
昭和 55 年 5 月 10 日
昭和 55 年 8 月 20 日
昭和 56 年 5 月 15 日
昭和 59 年 5 月 19 日
昭和 59 年 10 月 20 日
昭和 59 年 12 月 10 日
昭和 60 年 5 月 13 日
昭和 61 年 3 月 21 日
平成 元年 10 月 31 日
平成 2 年 3 月 10 日
平成 2 年 5 月 29 日
平成 3 年 6 月 28 日
平成 3 年 9 月 18 日
平成 4 年 6 月 29 日
平成 5 年 6 月 29 日
平成 6 年 6 月 29 日
平成 7 年 6 月 29 日
平成 8 年 6 月 27 日
平成 12 年 6 月 29 日
平成 14 年 6 月 27 日
平成 15 年 6 月 26 日
平成 16 年 6 月 25 日
平成 17 年 6 月 24 日
平成 18 年 6 月 27 日
平成 20 年 6 月 25 日
平成 21 年 6 月 25 日